

土岐川漁業協同組合内共第34号

第5種共同漁業権行使規則

第5種共同漁業権遊漁規則

土岐川漁業協同組合内共第34号第5種共同漁業権行使規則

(目的)

第1条 この規則は、土岐川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第34号第5種共同漁業権（以下「内共34号」という。）の管理及び行使に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組合員行使権を有する者の資格)

第2条 内共34号の内容である次の表のア欄に掲げる漁業について、イ欄に掲げる漁業の方法により組合員行使権を有する者の資格は、それぞれウ欄に掲げるとおりとする。

ア 漁業の名称	イ 漁業の方法	ウ 資格
あゆ、あまご、にじます、こい、ふな、うなぎ、おいかわ及びわかさぎ漁業	手釣、竿釣(餌釣、毛鉤釣、ルアー釣、友釣)投網、手投網(張切網)、四つ手網(たも網を含む)	組合員であること。

2 前項の規定にかかわらず、前項の組合員行使権を有する組合員が死亡した場合において、当該権利の相続人が組合員となったときには、その者は、前項の組合員行使権を有する者の資格があるものとみなす。

3 前2項の規定にかかわらず、暴力団員等がその事業活動を支配する者であることその他の事情に照らして、漁業調整上の観点から、組合の事業の運営に不適切な資質を有する者は、第1項の組合員行使権を有する者の資格を有しないものとする。

(権利の譲渡等の禁止)

第3条 前条第1項に規定する者は、当該資格に係る漁業を営む権利の譲渡若しくは貸付又は当該資格に係る漁業の経営の委任をしてはならない。

(漁業を営むべき期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる漁業は、それぞれ右欄の期間内でなければ営んではならない。ただし、理事は、水産動植物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、漁業を営むべき期間を制限することができる。

漁業の名称	期 間
あゆ漁業	5月11日から12月31日までの期間内で理事会が定める日まで。
あまご漁業	3月1日から9月30日までの期間内で理事会が定める日まで。

にじます、こい、 ふな、うなぎ、 おいかわ及びわかさ ぎ漁業	1月1日から12月31日まで。
---	-----------------

2 前項ただし書の規定により、理事会が期間の制限をしようとする場合には、これを公示しなければならない。

(漁業の方法等)

第5条 次の表のア欄の漁業は、それぞれイ欄の漁業の方法により、ウ欄の統数又は規模の範囲内において、エ欄の区域内及びオ欄の期間中でなければ、営んではならない。ただし、理事は、水産動植物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、漁業の方法、統数若しくは規模、区域又は期間を制限することができる。

ア 漁業の名称	イ 漁業の方法	ウ 統数又は規模	エ 区域	オ 期間
あゆ漁業	手釣、竿釣 (餌釣、毛鉤釣、ルアー釣、友釣)	あゆ・あまご・にじますは、 竿の数1本まで その他の魚種は、竿の数2本以内 友釣は、逆さ針より10cm以内 で掛け針は2段まで	全区域	5月11日以降で組合が定めて公示する日から12月31日まで
	投網	網目の大きさ14mm以上		
	手投網(張切網)	全長18m以下2枚まで、網目の大きさ17mm以上		
	四つ手網(たも網を含む)	制限なし		
あまご漁業			同上	3月1日以降で組合が定めて公示する日から9月30日まで
にじます、こい ふな、うなぎ、 おいかわ及びわか さぎ漁業			同上	1月1日から12月31日まで

2 前項ただし書の制限をしようとする場合は、理事は、漁業の方法、統数若しくは規模、区域又は期間を指定してこれを公示しなければならない。

3 理事が第1項ただし書の制限をしようとする場合は、理事会の決議によらなければならない。

(行使の内容たるべき事項の決定)

第6条 理事は、第2条に規定する漁業ごとに、当該漁業を営む者、行使区域、行使期間その他内共34号の行使の内容たるべき事項を定めなければならない。ただし、第2条に規定する漁業を営む権利を有する者が、当該漁業権の存続期間中に当該漁業を営むことができないような定めをしてはならない。

2 理事が前項の定めをする場合は、理事会の決議によらなければならない。

(全長の制限等)

第7条 次の表の左欄の魚種は、それぞれ右欄の全長未満のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
ふな	10センチメートル
あまご	15センチメートル
こい	20センチメートル
うなぎ	30センチメートル
おいかわ	8センチメートル

(禁止区域)

第8条 第4条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中は、全魚種漁業をしてはならない。

区 域	期 間
土岐川、釜戸平山橋下流端から上流540m、 荻の吊り橋下流端まで	1月1日から 12月31日
小里川、孕子橋下流端より上流550m、益見橋下流端まで	
生田川、神生橋下流端より上流600mの間	

(釣り専用区)

第9条 次の表の左欄の区域においては、右欄の期間中は手釣、竿釣(友釣、餌釣、毛鉤釣、ルアー釣)以外の漁法で漁業をしてはならない。

区 域	期 間
土岐川 新町屋橋上流堰堤から下流、鳥ヶ瀬橋下流端まで	1月1日から 12月31日

(組合員行使権の行使状況等の報告)

第10条 第2条に規定する組合員行使権を有する者は、前年の漁業ごとの操業日数、漁獲量、漁獲金額及び魚種別増殖実施量について、毎年2月末までに、組合に報告しなければならない。

(漁業権管理費の負担)

第11条 内共34号の内容となっている漁業を営む組合員は、内共34号の維持管理に要する経費に充てるため、行使料を組合に納付しなければならない。

2 行使料の額は、次の表のとおりとする。

漁 業 の 名 称	単 位	行 使 料 の 金 額
竿漁（手釣・竿釣）	年 間	2,000円
網漁（投網・張切網・四つ手網（たも網））	年 間	7,000円

3 行使料の額は、徴収時期及び徴収方法は総会で定め、これを公示しなければならない。

(違反者に対する措置)

第12条 内共34号の内容となっている漁業を営む組合員が漁業に関する法令若しくはこれに基づく行政庁の処分又はこの規則に違反したときは、組合は、当組合員に内共34号の行使をさせないことができる。

2 内共34号の内容となっている漁業を営む組合員がこの規則に違反したときは、組合は、定款の定めるところにより、当該組合員に対して過怠金を科することができる。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は規約で定める。

付則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。

土岐川漁業協同組合内共第34号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、土岐川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第34号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、あまご、にじます、こい、ふな、うなぎ、おいかわ及びわかさぎをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣又は網による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産植物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出又はオンラインシステムによりしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣又は網による遊漁の場合には第12条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第8条第1項の遊漁料を同条第2項または第3項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模
手釣・竿釣（餌釣、毛鉤釣、ルアー釣、友釣）	あゆ・あまご・にじます 竿1本 その他の魚種 竿2本以内
あゆ友釣	逆さ針より10cm以内で掛け針は2段以下
手投網（張切網）	全長18m以下2枚まで、網目の大きさ17mm以上
投網	網目の大きさ14mm以上
四つ手網（たも網を含む）	制限なし

2. ガリ・コロガシの禁止。

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄の期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
あゆ	5月11日から12月31日までの間で組合が定めて公表する期間内
あまご	3月1日から9月30日までの間で組合が定めて公表する期間内
にじます こい ふな うなぎ おいかわ わかさぎ	1月1日から12月31日まで

2 前項の公表は、組合及び組合が委託する釣具店に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中は、全魚種遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
土岐川、釜戸平山橋下流端から上流540m、 萩の吊り橋下流端まで	1月1日から 12月31日まで
小里川、孕子橋下流端より上流550m、益見橋下流端まで	
生田川、神生橋下流端より上流600mの間	

(釣り専用区)

第6条 次の表の左欄の区域においては、右欄の期間中は手釣、竿釣（友釣、餌釣、毛鉤釣、ルアー釣）以外の漁法で漁業をしてはならない。

区 域	期 間
土岐川 新町屋橋上流堰堤から下流、鳥ヶ瀬橋下流端まで	1月1日から 12月31日

(全長の制限)

第7条 次の表の左欄の魚種は、それぞれ右欄の全長未満のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
ふな	10センチメートル
あまご	15センチメートル
こい	20センチメートル
うなぎ	30センチメートル
おいかわ	8センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が中学生以下のときは網以外無料、心身障がい者（身体障害者手帳又は療育手帳の所持）は年竿釣を2,000円とし組合事務所で納付。次項ただし書に規定する方法により納付するときは、500円を加算した額とする。

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料
全魚種	手釣・竿釣	1日1,000円 ・ 1年4,000円
あゆ	投網・張切網 四つ手網（たも網）	1年10,000円

2 竿釣等遊漁料は、組合が指定する遊漁証取扱所又は、組合指定のオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、日釣による遊漁の場合は、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

3 網等遊漁料には、手釣・竿釣・四つ手網（たも網）を含み組合事務所でのみ遊漁承認を受け納付することができる。

(遊漁承認証に関する事項)

第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む）を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所（日釣券は省く）
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 漁具・漁法
- (5) 遊漁区域
- (6) 遊漁料の額
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項
- (9) 発行者名

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、組合が漁業法(昭和24年法律第267号)に基づく報告等のために行う採捕量の調査に協力するものとする。

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(1) 氏名

(2) 有効期限

(3) 注意事項

(4) その他必要事項

(5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

付則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。